

平成16年度における海難審判庁が達成すべき目標に対する実績評価（概要）

平成16年度目標	平成16年度実績	平成16年度評定
<p>【迅速な海難の調査、審判開始の申立】</p> <p>海難の認知から審判開始の申立までの平均期間を<u>7.5ヶ月以内</u>とする。</p>	<p>目標を上回る<u>6.8ヶ月</u>に短縮することができた。</p>	<p>目標は達成されたものと認められる。</p>
<p>【迅速な海難の審判及び裁決】</p> <p>審判開始の申立受理から裁決までの平均期間を<u>6.0ヶ月以内</u>とする。</p>	<p>目標を上回る<u>4.4ヶ月</u>に短縮することができた。</p>	<p>目標は達成されたものと認められる。</p>
<p>【海難に関する情報の利用促進等】</p> <p>「海難審判庁ホームページ」の裁決・広報等の各種データ提供の充実を図る。（容量を<u>320MB</u>（平成14年度目標の80MBの4倍）以上とする。）</p>	<p>目標を上回る<u>471MB</u>に容量を拡大した。</p>	<p>目標は達成されたものと認められる。</p>
<p>本庁及び地方機関において特定のテーマについての海難分析の結果を<u>5回以上</u>公表する。</p>	<p>目標を上回る<u>8回</u>の「海難分析集」を刊行した。</p>	<p>目標は達成されたものと認められる。</p>
<p>「海難審判説明会」を<u>20回以上</u>（平成13年度目標の2回以上の10倍）実施し、海難審判及び海難防止に係る知識の向上及び普及を図る。</p>	<p>目標を大きく上回る<u>54回</u>の「海難審判説明会」を実施した。</p>	<p>目標は達成されたものと認められる。</p>